

「第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画（案）」について のパブリックコメント実施結果について

第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画を策定にするにあたり、市民の皆様からご意見をいただくためにパブリックコメントを実施しました。実施結果については以下のとおりです。

1 意見募集案件名

第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画（案）

2 募集期間

令和2年1月21日（火）から令和2年2月21日（金）まで

3 閲覧場所

子ども未来課窓口、市役所西庁舎1階行政情報コーナー、子育て支援センター、市ホームページ他

4 募集結果

2名、2件

5 提出された意見に対する市の考え方

別添のとおり

意見 番号	頁	意見内容	市の考え方	担当課
1	61～62	<p>「(3)障がいのある児童とその家族への支援の充実」について、「(仮称)発達支援室」がどこに設置され、「児童発達支援センター」との関係がどうなるのかが不明で、不安です。</p> <p>以前、「児童発達支援センター」は指定管理者による運営になるので、センター内に、市直轄の「発達支援室」を設けて機能強化を図る、という説明を聞きました。</p> <p>一つの機関に二つの組織が並置されると、「二重構造」になり、障がいのある子どもに対する〈①相談→②診断→③個別の支援計画の策定→④継続的な療育〉のサイクルがうまく機能しない心配があります。</p> <p>「(仮称)発達支援室」と「児童発達支援センター」がどのように機能分担し、個々の障がいのある子どもに対するきめ細やかな支援にどのように関わるのかを明確にしてください。</p>	<p>「(仮称)発達支援室」は「児童発達支援センター」と同じ施設内の別の場所に設置予定です。</p> <p>「(仮称)発達支援室」は、市の直営による運営で、主に発達面が心配なお子さんの保護者を対象に、相談の機会を提供し、必要な場合に、福祉サービスの利用等を提案します。また、健康推進課(保健センター)や教育総務課、福祉課、障がい者基幹相談支援センター、その他関係機関と連携を図り、お子さんのライフステージの変化に合わせた環境調整を行うと同時に、支援が途切れてしまうことのないよう、セーフティネットとしての役割を担います。</p> <p>一方、児童発達支援センターは、指定管理者による運営を予定しており、障がいのある就学前のお子さんに対して児童発達支援を提供します。そのため、センターは、通ってくるお子さんに対し通所サービスを提供することが主な役割となります。</p> <p>こうした2つの機関を同一エリアに設置することで、より効果的な体制を構築することができるものと考えています。</p>	子ども家庭課

2		<p>西小学校区の小学生（6～12歳）は今後増えるとのことですが、児童クラブ等の受け入れ体制が気になります。保育施設の受け入れ人数は増え、幼児（0～5歳）に対する預け先は安心しています。</p> <p>放課後子ども教室→現在抽選のためはずれる子もいる。当たった子の中にはたまにしか利用しない子も。本当に必要な子の受け入れ先は？ 名古屋市のように無料で誰でも利用できるトワイライトが理想。</p> <p>児童クラブ→現在、定員は超えておらず私の娘も利用しています。夏休み等の長期休みは他の子どもたちも来るため、階段で遊んでいる子も。自転車置き場も狭く、迎えながら、ある程度時間をかけて市民も交えて調整し、整え用の駐車スペースは一台（他に数分歩いた場所にもありますが、誰も利用していないと思います）。</p> <p>市が洞児童館と比べると、狭くて古く、子どもたちがかわいそう。4年生以上になると部活やクラブが始まるため、やめる子が多く、この春4年生になる娘はあまり行きたくないようです。4～6年生は夏休み等の長期休暇は両親が仕事に行っている間どう過ごしているのでしょうか。私は近くに親が住んでいないので困っています。同じ職場の子持ちの主婦の方は、名古屋に住んでいて、夏休みだけトワイライトに行かせているそうです。</p>	<p>児童クラブについては、この数年間は実施箇所、受入数の拡充及び運営時間の延長に取り組んできましたが、受け皿不足が続いています。また、利用者のニーズが多様化しており、市が今後も直営で対応していくことは困難になってきているため、民間事業者の活用を進めていく必要があると考えます。</p> <p>放課後子ども教室のような体験や学習を主目的とする事業については、ある程度の利用者が預かり目的で利用しているなど、利用目的が想定と異なっている点が挙げられます。このため、放課後子ども教室の今後の運営形態については、学校と地域との連携・協働体制による運営なども視野に入理していきたいと考えます。</p> <p>市内児童館については、整備年度の違いによる、施設の利用しやすさの差がありますが、現在のところ、建て替え等の予定はありません。このため、西児童館においても、不具合場所を修繕したり、古くなった設備・備品等を新しく更新することで対応していきますので、理解ください。</p> <p>児童館では、長期休暇等、給食がない日に、保護者が就労等により留守家庭となる小学生が児童館で昼食をとることができる「児童館昼食場所利用制度」を実施しています。児童クラブを利用していない児童は、この制度を活用していると考えます。</p>	子ども未来課
---	--	--	---	--------